

令和 6 年

行方市農業委員会

第 4 回総会会議録

(令和 6 年 3 月 2 5 日)

令和6年3月25日 行方市農業委員会第4回総会を行方市役所北浦庁舎第1会議室において開催し、その内容は次のとおりである。

1 本日の会議に付した議案

議案第19号	農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について
議案第20号	農地法第4条の規定による許可申請に対する転用許可について
議案第21号	農地法第5条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について
議案第22号	農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について
議案第23号	現況証明願について
議案第24号	なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について
議案第25号	行方市農用地利用集積計画の決定について
議案第26号	行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について
議案第27号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定について
議案第28号	農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について
議案第29号	令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について
報告第15号	不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について
報告第16号	制限除外の移動届の受理について
報告第17号	農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について
報告第18号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第19号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
報告第20号	農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について

2 本日の出席委員

1 番 矢 幡 幹 守	2 番 谷田川 栄	3 番 近 藤 芳 子
5 番 橋 本 清	6 番 平 塚 実	7 番 横 瀬 忠 美
8 番 古 渡 武 文	9 番 内 藤 宏 一	10 番 本 澤 政 雄
11 番 風 間 啓 次	12 番 根 本 正 義	13 番 小 沼 正 二
14 番 大久保 正 一	15 番 郡 司 正 彦	16 番 椎 名 勇
17 番 高 塚 利 英	18 番 根 崎 和 枝	19 番 清 水 量

本日の出席推進委員

1 番 深 澤 泉	2 番 平 山 正	3 番 内 山 市 也
4 番 宮 内 正 美	5 番 箕 輪 澄 子	6 番 森 山 正 一
7 番 石 間 信 一	8 番 日 下 正 之	9 番 吉 田 正 弘
10 番 大 原 富士男	11 番 横 田 俊 信	12 番 鈴 木 喜 昭
13 番 野 原 賢 一	14 番 川 島 隆 道	15 番 石 田 充 春
16 番 関 口 順 一		

3 本日の欠席委員 4 番 茂 木 孝

本日の欠席推進委員 なし

4 議事内容

事 務 局	(開会宣言) 午後 3 時 0 0 分 定刻となりましたので、早速始めさせていただきます。 それでは、ただいまより令和 6 年行方市農業委員会第 4 回総会を開会させていただきます。
	(会長挨拶) 総会議事日程第 2、会長挨拶。 高塚農業委員会会長よりご挨拶をお願いいたします。
会 長	それでは、総会に先立ちまして、ご挨拶を申し上げます。 桜の開花のほうも何か八分状態で、まだ開花宣言が出ていませんが、今週末あたりぐらいには開花するんじゃないかなと思います。 本日の総会は、推進委員の皆様にも何かとお忙しい中出席をいただきまして、誠に苦労さまです。 それからまた、14 日の総会において、職員異動案件が承認され、堀井局長においては会計管理者ということでございます。3 年間大変お世話になりました、ありがとうございます。本日もよろしく願いをしたいと思います。 挨拶は以上でございます。
事 務 局	(経過報告) ありがとうございました。 それでは、続きまして、日程第 3、経過報告。 3 月行事経過報告によりご説明いたします。 3 月 4 日、農業委員会行方地域協議会理事会、こちらは潮来市におきまして、高塚会長、椎名代理、事務局出席の下、定期総会の開催及び提出議案について審議を行いました。 3 月 5 日、行方地域儲かる農業推進研究会、こちらは北浦の文化会館におきまして、農業委員、推進委員、事務局出席の下、講演及び情報提供を行いました。 3 月 6 日、農業振興地域整備促進協議会、こちらは北浦公民館におきまして、高塚会長、事務局出席の下、農業振興地域整備計画の変更について協議を行いました。 3 月 14 日、第 2 回役員会、こちらは役員及び事務局出席の下、お別れ旅行について協議を行いました。 同じく 14 日、第 3 回総会でございます。 3 月 18 日、茨城県農業会議の令和 5 年度第 3 回理事会、こちらは市町村会館におきまして、高塚会長出席の下、主要会議の報告及び議事の審議を行いました。

		3月25日、本日でございます。第4回の総会となっております。
		(議長の選出)
事務局		日程第4に入ります。
		議長の選出につきましては、農業委員会規則第5条第1項により、高塚会長に議長としての議事進行をお願いいたします。
		(委員の出席状況)
議長		それでは、ただいまの出席委員は18名、欠席委員は1名ですので、定員に達しております。したがって、本日の総会は成立することを報告いたします。
		(会期)
議長		本日の会期は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
全員		異議なし。(全員一致)
議長		異議なしと認め、会期は本日1日といたします。
		(会議録署名人の指名)
議長		会議録署名委員を議長において次のように指名いたします。 15番郡司正彦委員 16番椎名 勇委員。
		(書記の任命)
議長		総会書記として、事務局、稲田局長補佐、箕輪書記を任命をいたします。
		(議案の審議)
議長		議事日程は、別紙の日程表のとおりです。 それでは、議案の審議に入ります。
		(議案第19号)
議長		議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事務局		議案第19号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。 案件につきましては第1項から第17項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。 なお、第1項から第17項におきまして、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。
議長		それでは、1項ごとに審議をいたします。

議 全 議	1 5 番	まず、1項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第1項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は44歳、行方市荒宿に在住し、大工兼農業の方です。家族で67アールほど営農しております。譲渡人は73歳、同市荒宿に在住し、会社員の方です。 申請事由は、農業経営の規模拡大と農業経営の安定を図るためです。区分は売買による所有権の移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議 7	長 番	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。7番、横瀬委員。 7番、横瀬です。第2項の調査報告をします。 この調査については、茂木委員と石間推進委員とともに調査してまいりました。 受人は39歳、山田に在住し、農業を行い、家族4人と実習生2人で2丁6反ほどの農地を営農しております。渡人は67歳、行戸に在住する農業の男性です。 申請事由は規模拡大のためです。自宅から作業場まで3分ほどで至り、調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。
	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議 3	長 番	次に、3項の調査委員より調査報告を求めます。3番、近藤委員。 3番、近藤でございます。3項について調査報告いたします。 調査には本澤、清水両委員、大原、横田両推進委員さんに協力をしていただきました。 受人は、行方市両宿在住の57歳の自営業兼農業の女性の方です。渡人は、行方市小貫在住の66歳の女性の方です。申請事由は新規就農のためで、区分は売買による所有権移転です。今回権利を設定しようとする土地は、自宅から900メートル、車で3分ほどの距離でございます。農業日数も150日、今後ブルーベリーを作付けする計画でおります。新規就農をしたいためとのことであり、何の問題もなく許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくようお願いいたします。
	長	調査の結果は、何ら問題なく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）

議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議 5	長 番	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。5番、橋本委員。 5番、橋本です。4項の調査報告をします。 なお、この案件については、平塚委員、宮内、内山両推進委員の協力の下、調査してまいりました。 譲渡人は、市内青沼在住の70歳代の農業兼衣料販売の女性です。譲受人は、同じく青沼在住の40歳代の女性です。2人の関係は親子です。場所は麻生、ドラッグストアのカワチさんの裏側です。面積は2筆で2万581平米の畑です。区分は贈与による所有権の移転です。従事日数300日、農機具等もそろっており、何ら問題はないと思われます。委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。以上。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、何ら問題はないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 4番	次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。14番、大久保委員。 14番、大久保です。3条5項について調査報告いたします。 この案件は、地元委員、日下、吉田推進委員の協力を得ました。 譲受人の方は、市内小幡在住38歳の方、渡人は茨城県農林振興公社の男性の方。受入夫婦と両親で田畑合わせて11.6ヘクタール、水稻、野菜を栽培する専業農家の方です。申請事由は記載のとおり、農業経営の規模拡大を図るため。区分は、売買による所有権移転であります。従事日数も300日と要件を満たしており、農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長 3番	次に、6項の調査委員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。 13番、小沼です。6項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区4人で調査をしてまいりました。 譲受人は行方市麻生、52歳の女性の方です。譲渡人は土浦市、86歳無職の女性の方です。2人の関係はおばと姪っ子になります。申請理由は、農業経営の規模拡大と経営の安定を図るため。区分は、贈与による所有権移転です。譲受人は、田畑合わせて1万96平米、水稻、露地野菜。年間150日、何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご

全 議	員	異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、6項は原案のとおり可決いたします。
議 1 3	長	次に、7項の調査委員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。
	3番	13番、小沼です。7項の調査を報告します。
	番	この調査には、麻生、太田地区4人で調査をしてまいりました。 譲受人は、千葉県香取市、60歳の会社員の男性の方、譲渡人は、千葉県佐倉市、64歳会社員の男性の方です。申請理由は、隣接住居に移住し、家庭菜園として利用することです。区分は売買による所有権移転です。場所は、元行方建材の裏にあります。譲受人は、土地、建物を取得して、現在の住所から移転して、申請地を家庭菜園として使うとのこと。何ら問題ないと調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、7項は原案のとおり可決いたします。
議 1	長	次に、8項の調査委員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。
	1番	1番、矢幡です。第8項について調査報告いたします。
	番	この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 借受人は市内船子在住、60歳代農業の女性で、貸渡人は市内小高在住、60歳代パート従業員の女性で、相続人の代表者です。2人の関係は実の姉妹です。申請事由は稲作面積の規模拡大で、区分は使用貸借権の設定です。昨年、当該田を借受人が相対で耕作しています。借受人は水稲287アール、露地野菜を53アール、果樹19アール作付けしています。当該田の場所は、借受人の自宅から15分程度の距離にあります。従事日数、農機具の保有状況からも問題なく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がなく許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
	員	異議なし。（全員一致）
	長	異議なしと認め、8項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、9項の案件につきましては、議事参与の制限により、関係委員は議事に参与することができないとされております。よって、関係委員の退出を求め、その間、暫時休憩といたします。
(休憩) 午後 3時17分～午後 3時18分		

議	長	それでは再開いたします。 9 項の調査委員より調査報告を求めます。1 4 番、大久保委員。
1	4 番	1 4 番、大久保です。3 条 9 項について調査報告します。 この案件は、日下、吉田推進委員の協力を得ました。 譲受人の方は、市内行戸在住の 7 0 歳の男性の方。渡人の方は市内小貫在住の 6 1 歳の会社員の方。受人夫婦と研修生でハウスベビーリーフ、パクチー等を栽培している専業農家の方。申請自由は、記載のとおり農業経営の規模拡大のため。区分は売買による所有権移転です。従事日数も 3 0 0 日と要件を満たしており、農機具等もそろっており、何ら問題はなく、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題もなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、9 項は原案のとおり可決いたします。 ここで関係委員の入室を求め、その間、暫時休憩といたします。 （休憩） 午後 3 時 1 9 分～午後 3 時 2 0 分
議	長	では、再開をいたします。 次に、第 1 0 項の調査委員より調査の報告を求めます。1 5 番、郡司委員。
1	5 番	1 5 番、郡司です。第 1 0 項の調査報告をいたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は 5 7 歳、行方市西蓮寺に在住し、農業兼大工職人の方です。譲渡人は 8 6 歳、同市西蓮寺に在住し、農業の方です。お二人は同居の親子になります。申請事由は農業経営の移譲です。区分は贈与による所有権の移転になります。譲渡人は、高齢となり、息子である譲受人に農業経営を移譲したいと話したところ快諾を得たので、贈与することになったそうです。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 0 項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、1 1 項の調査委員より調査の報告を求めます。8 番、古渡委員。
8	番	8 番、古渡です。第 1 1 項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業兼会社役員の 7 5 歳の男性です。譲渡人は、同市玉造甲に住む会社役員の 7 6 歳の男性です。受人は、近くに自分の田を購入したそうです。申請区分は売買による所有権移転となります。場所は、玉造

		東へ１００メートルぐらいになります。農機具、もそろっていて、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１１項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１２項の調査委員より調査の報告を求めます。８番、古渡委員。
８	番	８番、古渡です。第１２項の調査報告をいたします。 この案件には、推進委員の川島さんに同行していただきました。 譲受人は、行方市玉造甲に住む農業兼飲食業の５５歳の男性です。譲渡人は、小美玉市に住む会社員の６１歳の男性です。受人は、自分の店がある隣の土地を購入したいそうです。申請事由は売買による所有権移転となります。場所は、玉造の国道354号線泉北の信号から北へ５００メートルぐらいになります。農機具類もそろっているため、何ら問題がないと判断してまいりました。皆様方のご審議よろしく願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１２項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１３項の調査委員より調査の報告を求めます。１４番、大久保委員。
１	４	番 １４番、大久保です。３条１３項について調査報告をいたします。 この案件は、地元委員、日下、吉田両推進委員の協力を得て行いました。 譲受人の方は、市内小幡在住の自営業・農業の５６歳の男性の方。譲渡人の方は、茨城町在住の建設業、３９歳の男性の方。受人の方は自作地はありませんが、当該地区農地は自宅前にあり、３５年以上借り入れて、ニンニク等を栽培していました。申請事由は記載のとおり農業の規模拡大で、区分は売買による所有権移転であります。特例で許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしく願いします。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１３項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１４項の調査委員より調査報告を求めます。１９番、清水委員。
１	９	番 １９番、清水です。１４項の調査報告をいたします。 この案件の調査には、本澤農業委員さんと、大原、横田両推進委員さんの協力をいただいて行ってまいりました。

		譲受人は、市内成田に在住する６９歳の方で、主に水稻を作っております。経営規模は２，２３３アールということであります。譲渡人は農林振興公社であります。申請事由なのですが、農業経営の規模拡大のため、売買による所有権の移転をしたいというものであります。距離は１００メートルほどということで、諸要件を満たしており、問題のないものであるというふうに調査をまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１４項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１５項の調査委員より調査の報告を求めます。１５番、郡司委員。
１	５	１５番、郡司です。第１５項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 譲受人は４４歳、行方市荒宿に在住し、大工兼農業の方です。家族で６７アールほど営農しております。譲渡人は７５歳、福島県西白河郡に在住する無職の方です。申請事由は農業経営の規模拡大です。区分は売買による所有権の移転になります。調査の結果、問題ないものと調査してまいりました。皆様方のご審議よろしくお願ひします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がないということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１５項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１６項の調査委員より調査の報告を求めます。１６番、椎名委員。
１	６	１６番、椎名です。第１６項の調査報告をします。 調査には矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 受人は、行方市小高在住、５６歳農業の男性です。渡人は、行方市粗毛の有限会社の代表の男性です。申請事由は、農業経営の規模を拡大し経営の安定を図るです。区分は売買による所有権の移転です。権利取得後の経営面積は１１万２，２５５平米となります。土地までの距離、時間は、６キロ、８分です。農機具等もそろっており、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農機具等もそろい、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１６項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、１７項の調査委員より調査の報告を求めます。１番、矢幡委員。

1	番	1 番、矢幡です。第 1 7 項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 譲受人は、東京都中央区に本店がある太陽光発電事業を営む法人で、譲渡人は、鹿嶋市に本店がある太陽光発電事業を営む法人です。目的は、市内船子にある譲渡人が所有する営農型太陽光発電設備を譲受人に譲り渡すため、農地に支柱を立てた部分も区分地上権を移転するものです。この区分地上権の設定は、令和 5 年 1 0 月 2 5 日付で第 3 条の許可を受けています。営農を行う法人では、まだ作付けは行っていないですが、予定とおりミョウガを作付けするとのことでした。周辺農地には影響がないと考えられるため、許可相当と調査してまいりました。 なお、営農型太陽光発電設備の内容については、同時に申請された第 5 条第 4 項で説明をいたします。 皆さんの御審議をよろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1 7 項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第 2 0 号）
議	長	次に、議案第 2 0 号は取下げとなりました。
		（議案第 2 1 号）
議	長	議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第 2 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に対する権利の設定、移転を伴う転用許可について、下記のとおり許可申請があったので提案する。令和 6 年 3 月 2 5 日提出、行方市農業委員長 高塚利英。
局		案件につきましては第 5 項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議	長	それでは、1 項ごとに審議をいたします。1 項の調査委員より調査の報告を求めます。8 番、古渡委員。
8	番	8 番、古渡です。第 1 項の調査報告をいたします。 この案件には、農業委員の郡司さんに同行していただきました。 譲受人は、東京都品川区に住む会社役員の男性です。譲渡人は、行方市玉造甲に住む 5 9 歳の男性です。申請理由は、太陽光発電の施設の設置。必要書類も添付され、許可相当と判断してまいりました。場所は、玉造幼稚園から東へ 1 0 0 メートルぐらいのところ です。皆様方のご審議よろしく申し上げます。以上です。

議	長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。7番、横瀬委員。
7	番	7番、横瀬です。2項の調査報告をします。 この案件につきましては、茂木委員、石間推進委員とともに調査してまいりました。 受人は、同市山田に住む29歳の会社員の男性です。渡人は87歳、山田に住む農業の男性です。2人の関係は同居の祖父と孫の関係になります。申請事由につきましては、記載のとおり自己用の住宅です。場所は、ノースショア東側辺りになります。必要書類等も添付されており、許可相当と調査してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付され、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、2項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。9番、内藤委員。
9	番	9番、内藤です。第3項の調査報告をいたします。 この案件につきましては、風間、根崎両委員さん、関口推進委員さんの協力の下、調査をしてまいりました。 譲受人は、市内羽生に在住する24歳会社員の男性です。渡人は、市内羽生に在住する83歳無職の男性です。2人の関係は同居する親子です。申請事由については自己用住宅の建設です。区分については使用貸借権の設定です。譲受人は、現在親と同居していますが、子どもの成長に伴い、宅地の隣接地に1戸建ての住宅を建設したいということでございます。調査の結果、何ら問題なく許可相当と調査をしてまいりました。皆様方のご審議をよろしくお願いたします。以上です。
議	長	調査の結果は、何ら問題がなく、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、3項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。
1	番	1番、矢幡です。第4項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 譲受人は、東京都中央区に本店がある太陽光事業を営む法人で、譲渡人は、鹿嶋

		市に本店がある認定農業者の法人です。目的は、市内船子にある譲渡人の農地に、支柱を立てた営農型太陽光発電設備を設置した別法人から譲り受けるため地上権を設定、10年間の一時転用をするというもので、この地上権は賃貸借です。この地上権の設定は、令和5年10月25日付で、この営農型太陽光発電設備を設置した別法人が第5条の許可を受けています。 場所は、国道355線船子の信号機から北東に100メートルほど進んだところに所在します。事業面積は1,048平米、畑に支柱66本、柱1本を設置して、合計2,08平米を10年間の一時転用するものです。パネル数204枚で、77.52キロワットを発電し、パネルの間隔は0.972平米、遮光率は51.2%です。畑ではミョウガの作付けをしております。今後、栽培、育成の状況を注意深く見ていきたいと思っております。 隣地の住民の同意、その他必要な書類も提出されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、4項は原案のとおり可決いたします。
議	長	次に、5項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。
1	5	15番、郡司です。第5項の調査報告いたします。
		この案件については、古渡委員、鈴木推進委員のご協力をいただきました。
		譲受人は46歳で、行方市荒宿に在住し、会社代表取締役の方です。譲渡人は譲受人本人です。申請事由については記載のとおりで、資材置場になります。事業拡大のため、資材置場の確保が必要になったそうです。区分は使用貸借になります。場所は、西蓮寺のお寺より北へ約700メートルくらいのところになります。事業計画書、残高証明書など必要な書類も添付されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、必要書類も添付されており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、5項は原案のとおり可決いたします。
		（議案第22号）
議	長	次に、議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第22号 農地法第5条の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更の承認について、下記のとおり承認申請があったので提案する。令和6年3月25日提出。行方市農業委員会会長 高塚利英。
局		案件につきましては第1項のみとなっております。事務局説明につきましては、

		事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 1	長 番	それでは、1項の調査委員より調査の報告を求めます。1番、矢幡委員。 1番、矢幡です。第1項について調査報告いたします。 この調査は、椎名委員さん、推進委員の箕輪さんと森山さんに協力をしていただきました。 申請者は2者あります。1者は当初事業者で、鹿嶋市に本店がある太陽光発電事業を営む法人です。もう1者は、当初事業者から設備を譲り受けた、東京都中央区に本店がある太陽光発電事業を営む法人です。申請事由ですが、当初事業者は市内船子に営農型太陽光発電設備を設置することについて、令和5年10月25日付で第5条の許可を受け、設置工事が終了しました。その設備を承継者へ譲り渡すことになったため、事業者を変更し、第5条の許可を受けた土地を承継するためのものです。営農型太陽光発電設備のハード部分は変更がありませんが、売電を固定価格買取制度FITからNon-FITへ変更しています。 隣地の住民の同意があり、その他必要な書類も提出されているため、許可相当と調査してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。
議 全 議	長 員 長	調査の結果は、必要書類も整っており、許可相当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、1項は原案のとおり可決いたします。
		(議案第23号)
議	長	次に、議案第23号 現況証明願についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第23号 現況証明願について、下記のとおり証明願があったので提案する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 案件につきましては第4項までとなっております。事務局説明につきましては、事前に配付しておりますので割愛させていただきます。以上です。
議 1 3	長 番	それでは、1項ごとに審議をいたします。 1項の調査委員より調査の報告を求めます。13番、小沼委員。 13番、小沼です。1項の調査報告をします。 この調査には、麻生、太田地区4人で調査をしてまいりました。 申請人は行方市麻生、60代の男性の方です。願出要旨は地目変更登記のため、区分は非農地証明です。現地を確認してまいりましたが、約20年前から荒廃しており、原野化しており、復元するのは困難な状況です。場所は、行方警察署付近のコンクリート製造工場の資材置き場の東側にあります。証明願の発行に何ら問題ないと調査をしてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。
議	長	調査の結果は、証明願発行問題なしということでした。審議をお願いいたしま

全 議	員 長	す。ご異議ございませんか。
		異議なし。（全員一致）
議 3	長 番	異議なしと認め、1項は証明書を交付することに決定をいたします。
		次に、2項の調査委員より調査の報告を求めます。3番、近藤委員。 3番、近藤でございます。第2項について調査報告をいたします。 現況確認には、本澤、清水両委員さん、大原、横田両推進委員さんのご協力をいただきました。 申請人は千葉県東庄町在住の女性の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。50年以上耕作しておらず、現況は原野化しておりました。添付されております写真をご覧になっていただいても分かりますように、大木もあり、篠が生い茂り、農地に復元するのは極めて困難な状況にあると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。以上です。
議	長	調査の結果は、農地に戻すことは無理ということでございます。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、2項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 5番	次に、3項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第3項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は80代で、行方市荒宿に在住し、大工兼農業の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、国道355号の玉造荒宿のコンビニエンスストアより南に約300メートルからのところになります。約30年前から大工作業の作業場として使用してまいりました。農地に復元するのは極めて困難な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
		調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 議	員 長	異議なし。（全員一致）
		異議なしと認め、3項は証明書を交付することに決定をいたします。
議 1	長 5番	次に、4項の調査委員より調査の報告を求めます。15番、郡司委員。 15番、郡司です。第4項の調査報告いたします。 この案件については、鈴木推進委員とともに調査してまいりました。 申請人は70代で、行方市西蓮寺に在住し、無職の方です。申請事由については、地目変更登記のための非農地証明の交付になります。場所は、西蓮寺のお寺より約北へ700メートルぐらいのところになります。平成10年の頃から耕作しておらず、現在は山林化している状況でした。農地に復元するのは極めて困難

		な状況であると判断し、非農地証明の交付は妥当であると調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。
議	長	調査の結果は、非農地証明発行妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、４項は証明書を交付することに決定をいたします。
		（議案第２４号）
議	長	次に、議案第２４号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事	務	議案第２４号 なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、下記のとおり推薦を求められたので提案する。令和６年３月２５日提出、行方市農業委員会会長 高塚利英。
局		別紙資料ナンバー１をご覧いただきたいと思います。
		行方市長より、農業委員会会長宛てに推薦の依頼がございました。交付申請書のとおり、行方市次木在住の新規参入者、行方市小貫在住の農業後継者、行方市新宮在住の新規参入者となります。以上です。
議	長	それでは、１項ごとに審議をいたします。
3	番	１項の調査委員より、調査報告を求めます。３番、近藤委員。
		３番、近藤でございます。１項について調査報告をいたします。
		なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について調査報告をいたします。
		申請人は、行方市次木在住の４７歳の女性の方です。令和５年７月から農業に従事しているようでございます。以前はサラリーマンとして働いておりました。両親、本人夫婦、研修生で、チンゲン菜２３０アール、ネギ２００アールを栽培する専業農家です。先行き、チンゲン菜２７０アール、ネギ３５０アールに増やしていきたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するにふさわしいと調査してまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。
議	長	調査の結果は推薦妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認め、１項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
議	長	次に、２項の調査委員より調査の報告を求めます。１０番、本澤委員。
1	0	１０番、本澤です。なめがた新規就農活力応援補助金の推薦についての調査結果をご報告いたします。
		申請人は、市内小貫在住の３４歳の農業の男性です。妻の実家が農業だったもの

		ですから、その妻の実家に入りまして、農業後継者として、２０２４年より農業をしております。調査の結果は推薦相当と調査してまいりました。皆様方のご審議よろしく申し上げます。
議 長	長	調査の結果は推薦妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。（全員一致）
全 議 長	長	異議なしと認め、２項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
議 6	長 番	次に、３項の調査委員より調査の報告を求めます。６番、平塚委員。 ６番、平塚です。なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者の推薦について、第３項の調査報告をいたします。 この調査は、橋本委員、宮内、内山推進委員のご協力の下、行ってまいりました。 申請者は、行方市新宮在住、５２歳の方です。新規参入による就農ということで、数年前から趣味の範囲で多肉植物をビニールハウス内でポット栽培し、交配を重ね、新品種の育成や販路拡大にも意欲を示しておりました。栽培面積は現在３アールですが、いずれは１８アールに増やしたいそうです。将来的にもやる気を示しており、推薦するに相当と調査してまいりました。委員の皆様のご審議よろしくをお願いいたします。以上。
議 長	長	調査の結果は推薦妥当ということでした。審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。
全 員	員	異議なし。（全員一致）
全 議 長	長	異議なしと認め、３項は、なめがた新規就農活力応援補助金交付対象者として推薦することに異議ないものと決定をいたします。
		（議案第２５号）
議 長	長	議案第２５号 行方市農用地利用集積計画の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第２５号 行方市農用地利用集積計画の決定について、下記のとおり決定を求められたので提案する。令和６年３月２５日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙資料ナンバー２をご覧いただきたいと思います。 農用地利用集積計画・総括表でご説明させていただきます。 新規設定５３件、１０１筆、１８万７７１平米でなります。 続きまして、更新の設定で３３件、５１筆、８万８５８平米となります。 新規・更新の合計といたしまして８６件、１５２筆、２６万１，６２９平米となります。 次のページ、設定一覧表ということで、設定者、受ける者、設定した土地、利用

		権の内容、期間、賃借料が記載しておりますので、ご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定といたします。
議	長	（議案第１５号） 次に、議案第２６号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第２６号 行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について、下記のとおり、決定を求められたので提案する。令和６年３月２５日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー３をご覧くださいと思います。 茨城県農地中間管理機構として中間管理事業を実施する公益社団法人、茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する計画となります。 ２枚目、中間管理事業・総括表で説明いたします。 新規設定、４月１日始期のものが７件、１７筆、３万６，３６１平米となります。また、５月１日始期のものは２２件、３２筆、７万４，４８２平米となります。 次のページ、農用地利用集積計画一覧表におきまして、設定者、受ける者、土地、期間、賃借料、契約年数が記載されておりますので、ご確認いただきたいと思います。 なお、今月につきましては、４月分と５月分ということで、２月分計上させていただいておりますが、現在、農業経営基盤強化法の改正に伴いまして、事務取扱のほうが若干変わっております。今ちょうど年度切り替えということで、４月１日と５月１日の分が２か月分計上されております。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、行方市農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定については、原案のとおり決定といたします。
議	長	（議案第２７号） 次に、議案第２７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第２７号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決

		定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー4をご覧くださいと思います。 行方市長より農業委員長宛てに農用地利用配分計画案に関わる意見を求められております。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する公益社団法人茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が7件、17筆、3万6,361平米となります。詳細につきましては、次のページ一覧表でご確認いただきたいと思います。 なお、議案第26号の農用地利用集積計画の報告と本配分計画案の決定は同時施行となります。これによりまして、農地中間管理権を得た農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、報告する手続となります。後に、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続になります。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用配分計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
		（議案第28号）
議	長	次に、議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定についての件を議題といたします。事務局より説明願います。
事 務 局		議案第28号 農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定について、下記のとおり意見を求められたので提案する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。 別紙、資料ナンバー5をご覧くださいと思います。 行方市長より行方市農業委員長宛てに、農用地利用促進計画案に関わる意見を求められております。計画案は5月1日始期の22件、32筆、7万4,482平米となります。詳細につきましては、次のページの一覧表でご確認いただきたいと思います。以上です。
議 全 議	長 員 長	それでは、審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、農地中間管理事業の推進に関する農用地利用促進計画案の意見決定については、原案のとおり決定といたします。
		（議案第29号）
議	長	議案第29号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）についての件を議題といたします。事務局より説明願います。

議案第29号 令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について、下記のとおり提案する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員長 高塚利英。

別紙のとおりということで、資料ナンバー6をご覧いただきたいと思います。

この案件につきましては、令和4年度から、農林水産省からの農業委員会による最適化活動の推進等についてという通知に基づきまして、毎年度、最適化活動の目標を設定しまして、次の年度で結果を評価しなければならないというものになっております。

まず1ページ目です。こちらが、本市の農業委員会の状況でございます。ご覧いただきたいと思います。

次のページですが、こちらから具体的な最適化活動の目標についてということで記載になります。

（1）農地の集積ということで、農地の集積につきましては、令和12年度までの目標として最低でも66%ということが設定されております。令和12年度に66%になるように、今年度につきましても昨年度と同様245ヘクタールを設定させていただきました。

次に、（2）遊休農地につきましては、現状として若干増えてしまっているという状況であります。目標について、まず緑区分については、令和5年度の緑区分、これを5年かけて解消しなさいということですので、47ヘクタールの5分の1、9ヘクタール、黄色区分については119ヘクタールということになっております。新規遊休農地の解消につきましては、前年度に発生した緑区分は次の年度で解消しなさいということでありまして、9ヘクタールということで目標を設定させていただきました。

次のページになります。

（3）新規参入の促進については、今年度は4件、0.28ヘクタールで、目標としましては、利用権、また3条の賃貸借等の権利の移動があった面積の10分の1を新規参入者へ貸し付けてもいいよという、そういうような同意を取りつける意向調査、それを10分の1の面積を目標にしなさいということでありまして、21.5ヘクタールを目標とさせていただきました。

次に、最適化活動の活動目標のほうになりますけれども、令和5年度同様、皆様月に6日、これを最低ラインということになりますので、6日の活動ということで目標を設定させていただきました。

次に、活動強化月間の設定目標についてですが、3月以上設定しなさいということでございますので、こちらは7月、8月、1月と、昨年度と同様の内容で設定をさせていただきました。

それから、新規参入相談会の参加目標ということで、こちらは1回以上が農業委員会として最低1人、1名以上参加しなさいということでございますので、昨年12月、県のほうの新規参入研修会、そちらのほうに、ウェブ会議ですが参加をしていただきました。こういうものがあったら参加をしていきたいと思っております。具体的な内容につきましては、まだ先方のほうで決まっておりませんので、未定ということにさせていただきました。最低1回、2名以上が参加するこ

		とができればということだと思います。 説明については以上でございます。よろしくお願いします。
議 全 議	長 員 長	皆さん、ご審議をお願いいたします。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認め、令和6年度最適化活動の目標の設定等については、原案のとおり決定をいたします。
議	長	（報告第15号） 次に、報告案件に入ります。報告第15号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報についての件を事務局より説明願います。
事 務 局		報告第15号 不動産登記法第105条第2号の仮登記情報について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会長 高塚利英。 土地につきましては南地内の田1筆となります。仮登記年月日が令和6年2月15日。仮登記内容としまして、令和6年1月27日売買。農地法第5条の許可要件つき仮登記であります。以上です。
議 1 6	長 番	それでは、1項の調査報告を求めます。16番、椎名委員。 16番、椎名です。第1項の調査報告をします。 調査には、矢幡委員さん、推進委員の森山さん、箕輪さんの協力をいただきました。 土地の所有者は、行方市南在住の男性です。仮登記権利者は、行方市小高の小高埋立土地改良区です。令和6年1月27日に売買、条件として農地法第5条の許可が必要です。仮登記年月日は令和6年2月15日です。現在の土地改良区の事務所が、国道355号のバイパス工事に伴い移転しなければならないことになり、今回の仮登記になりました。今後も現地の監視をしていきたいと思います。 以上です。
議 全 議	長 員 長	ただいまの報告につきまして、審議を求めます。ご異議ございませんか。 異議なし。（全員一致） 異議なしと認めます。椎名委員には、引き続き監視、指導をよろしくお願いをいたします。
議	長	（報告第16号）（報告第17号）（報告18号）（報告第19号） （報告第20号） 次に、報告第16号 制限除外の移動届の受理について、報告第17号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、報告第20号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、以上の報告案件について、一括に

		て事務局より説明願います。
事務局		報告第16号 制限除外の移動届の受理について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 こちらの案件は1項のみとなります。高圧架空送電線鉄塔建設の工事用地のための届出となります。 続きまして、報告第17号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 こちらは、農地中間管理機構の特例事業の用に資するために、所有権移転の移動があった一覧となります。ご確認くださいと思います。 続きまして、報告第18号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 こちらは相続になりまして、所有権を取得された届出者の一覧となります。第1項から第11項までです。ご確認くださいと思います。 続きまして、報告第19号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 こちらは、合意解約により賃借権を解約した通知があった一覧となります。第1項から第20項までです。こちらもご確認くださいと思います。 続きまして、報告第20号 農業委員及び農地利用最適化推進委員活動状況について、下記のとおり報告する。令和6年3月25日提出、行方市農業委員会 高塚利英。 こちらは、2月に提出いただきました農業委員さん及び農地利用最適化推進委員の活動記録を集計したものの一覧となります。こちらもご確認くださいと思います。以上です。
議長	長	それでは、報告案件についての審議を求めます。ご異議ございませんか。
全	員	異議なし。（全員一致）
議	長	異議なしと認めます。
		（閉会宣告） 午後 4時15分
議長	長	これにて、本総会に付議されました案件の審議は全て終了しました。よって、第4回総会を閉会いたします。皆さんご苦労さまでした。